

南丹市農業振興推進協議会 議事録

- ①. 開催年月日 令和3年3月23日(火)
午前10時00分～正午
- ②. 開催場所 南丹市役所2号庁舎 3階 301会議室
- ③. 協議事項 別紙次第のとおり
- ④. 委員の総数及び出席者等
- (1) 委員総数 13名
 - (2) 出席者数 11名
 - (3) 出席者 平野委員、大沢委員、青山委員、榎川委員、垣村委員、三觜委員、奥村委員、松崎委員、谷口委員、外田委員、谷委員
 - (4) 委任状 野村委員、井上委員
 - (5) 傍聴者 なし

1. 開会

2. 会長あいさつ

- ・協議会成立の報告(11名出席、2名委任状提出)
- ・大沢会長あいさつ
- ・議長選出:大沢会長

3. 議事

(1) 南丹市農業振興地域整備計画全体見直し(特別管理)説明会の開催について

議長	それでは議事に入りたいと思います。 南丹市農業振興地域整備計画全体見直し(特別管理)説明会の開催に向けて事務局からの説明を求めます。
事務局	南丹市農業振興地域整備計画の見直しとして、南丹市では平成28年度から29年度にかけて南丹市農業振興地域整備計画の見直しを行ってきました。そして平成30年3月、29年度末に策定しています。 計画は農業振興計画に関する法律(以下、農振法)により、概ね5年ごとに見直しをすることとされており、今回、見直し作業を開始しようとするものです。 令和3年度から作業を進めていき、今回ご確認いただく内容を基に旧町単位で農家組合長様向けの説明会を開催し、実際の作業に入っていきたいと思っております。 今回はそのスケジュールや資料等をご確認いただき、ご意見をいただければと思っております。

	<p>資料に基づき、続けさせていただきます。</p> <p>～ 南丹市農業振興地域整備計画全体見直し（特別管理）説明会の開催に向けてについて説明 ～</p>
議長	<p>ただいま事務局から報告があった件について、皆様のご意見などいただければと思います。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
委員A	<p>この説明会について、対象は農家組合長のみでしょうか。</p> <p>説明会は前回もありましたが、農家組合長は大部分が兼業農家で、事業の説明が難解で理解できないとして自治会長や区長に代理出席を要請されていました。</p> <p>今回の説明会への出席は農家組合長に限られるものですか。</p>
議長	<p>今の質問について、どうぞ。</p>
事務局	<p>前回の説明会では、農家組合長さんと区長さん、合同の会議として招集をさせていただいておりました。</p> <p>しかし、ご承知のとおり、コロナ禍ということで、両団体の関係者一同に来ていただくとかなり密になりますので今回は農家組合長だけ、ということにさせていただきたいと考えております。</p> <p>ただ、集落の中で、農家組合長ではなく中山間の担当者などの詳しい方が出席したいということであれば地域の中では交代していただいても結構です。どなたかお一人に出席していただければと考えております。</p>
議長	<p>他にはありませんでしょうか。</p>
委員B	<p>区長も組合長も兼業農家が多い。難しい話を聞きに行ってもわからない、という恐れはあると思います。</p> <p>確かに中山間支払制度や多面的の代表者など制度に詳しい方にも参加してもらえたらと思うが、組織の構成上、一度は農家組合長を通さないと話にならないということも確かだと考えます。</p> <p>説明を理解するために必要な同行者をつれていきたい、という場合に、そういった希望は通るのでしょうか。</p>
事務局	<p>人数をできるだけ絞って行いたいと考えているので、各集落の人数制限はさせていただきたいと考えています。また説明会の開催時期になれば、案内文に（参加者、同行者などについても）明記させていただきます。</p>
委員B	<p>旧市町村単位で説明会をするなら、その開催場所は市役所の関連施設ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

委員B	<p>その場合、人数制限はそこまで厳しくならないのではないですか。</p>
事務局	<p>はい。同行者がいないと心細い方もいると思いますので、そこは柔軟に対応します。</p> <p>その上で、人数制限はさせていただいて、密にならないようにさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他にはありますでしょうか。</p>
委員C	<p>今回、見直しの説明や申し出を令和3年6月から9月までの期間で行うということですが、9月の説明期間以降に、農家をやめたり、農地を別用途で使いたいと考えたり、という事態も発生するかと考えています。</p> <p>最終的に、変更が効くタイミングはいつまででしょうか。中間報告までですか。それとも公告され整備計画の本が作成されるまでは可能ですか。</p>
事務局	<p>前回の計画変更の際にも、そうした申し出締め切り後の相談があったと聞いております。</p> <p>我々事務局はこの計画を冊子として作成しなくてはなりません。最悪、冊子の原稿を上げる時点、京都府との本協議が終わるタイミング（令和4年末頃）までは、修正が可能な範囲においては柔軟に対応させていただきたいと思います。</p> <p>以降については一般管理とさせていただきたいと思います。</p>
委員C	<p>では、令和4年の9月頃まではだいたい受付可能と見ていてよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうです。できる限り漏れ落ちのないようにさせていただきます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは質疑などもないようですので、審議について、終了させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>それでは異議なしということで議事を終了させていただきたいと思います。</p> <p>皆様、本日は議事進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。</p>

4. その他

・新しい食料・農業・農村基本計画について【農林水産省近畿農政局企画調整室】

農政局	<p>本日はお招きいただきありがとうございます。</p> <p>ご紹介いただきましたが、近畿農政局企画調整室で、営農計画の推進を担当しております。今回お時間をいただきましたので、皆さんの前で紹介したいと思います。</p> <p>基本計画ですが今後10年の在り方を考えていくということで、今回、令和2年の3月に策定されたところです。</p> <p>資料については、令和2年9月と表記されていますが、これは当初昨年の説明会で使用する予定だった資料となります。ご存じのとおりコロナで中止となったため、今回初出となります。ご了承ください。</p>
農政局	<p>基本計画には各分野の事業を薄く広く掲載しています。</p> <p>この計画に載っていないと国の予算要望できない。載っているものには農水省が予算を確保できれば予算が付くと把握していただければと思います。</p> <p>時間の制限もありますのであまり詳しくは説明できませんが、概略説明をさせていただきます。</p> <p>皆様に関係のある部分についてだけでも覚えておいていただければと思います。</p> <p>～ 新しい食料・農業・農村基本計画について説明 ～</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>一つご紹介いたします。資料34ページ右側の写真は、南丹市美山町タナセンの写真です。令和2年度の農業農村白書で使用された写真が掲載されていますので、紹介させていただきます。</p> <p>それではせっかくの機会でございますので委員の皆様からご意見やご質問等いただきたいと思っておりますよろしくお願いいたします。</p>
委員D	<p>資料38pですが、日本型直接支払制度の活用について「五期対策への移行へ向けて運用見直し」とありますが、どのような観点からの見直しとなるのですか。</p>
農政局	<p>直接の担当ではないので明確な回答ができません。</p> <p>持ち帰って事務局を通して回答させてほしいと思います。</p>
委員E	<p>今までとはだいぶん制度が変わってきたように思います。田舎は兼業農家も多いが、今回の計画は、専業農家を増やすのではなく、新たな種別の兼業農家を増やす方が中山間農地を守れる、という方向性なのか。このことには中山間地としては方向性が一致していてうれしく思っています。</p> <p>一番の問題は各自治体自体の職員数も減少しているというし、制度を地元まで卸す担当者のマンパワーが不足しているのではないかとことです。その点について制度運用側としてカバーしていただかないと立ちいかないのではないかと。国はどう考えている</p>

	<p>のか。全て国で負担しろ、というわけではないですが、どんどん人が減っているのに業務ばかり増えているように思います。</p> <p>中山間の取組などいろいろ取り組んでいただいているが中山間地域の農地は減少している。現状の制度では減少の歯止めが効いていない。ぜひ見直しに組み込んでほしいと思います。</p>
農政局	<p>基本計画で理念ができて、具体的な施策については来年にかけてどういった施策を行うかが組み立てられていく予定です。</p> <p>今述べられた事柄は私もよく把握できておりませんが、現場を主導するような案も出てきています。近畿農政局の京都支局でも現場の意見を収集・啓発するという組織がありますし、今後検討していく予定です。</p> <p>ネットワーク上での補助金申請可能にする案などもあります。多少勉強していただく必要はありますが、農家のみ、電子申請のみで様々な手続きが完結する形態を作っておくというものです。</p> <p>現在、様々な形態の農業者がおられます。昔なら同じ方向を向いていて、それでよかったのかもしれないが、現在は先進的な方々を盛り立ててやっていくのが重要という風になっています。</p>
委員F	<p>農村の維持管理・長寿命化の関係についての意見です。害獣対策、狩猟法の関係になるが発砲には家や道から200m以上離れる必要があるが、これは田舎の現状にはあっていないのではないのでしょうか。住宅付近に出たシカ、サル等を撃とうと離れると、もうすでに逃げ去っているという事例が多いようです。現行法を改正し、もっと民家の傍でもどんどん撃てるようにならないのでしょうか。専門ではないので、この協議会で伝えるべき事柄かはわからないのですが。</p>
農政局	<p>鳥獣害につきましても発砲の制限も何か理由があるものだと思います。確認した上で、また別途お知らせしたいと思います。</p>
委員G	<p>農業経営に関しては電子化等で改善するかもしれないが、農村の維持管理については、その回答内容では実現不可能ではないのでしょうか。</p> <p>今後高齢化も進むし、農地の維持をどうするのか、そういう議論をするしかないのではないのでしょうか。それを引っ張るリーダーを作るためには、電子化だけではできないと思います。計画に記載がある、そのための施策とは何なのでしょう。</p> <p>また、具体的な対策があったとして、今の自治体にそれを実行できる能力があると考えているのですか。</p>
農政局	<p>施策としてはいわゆる「人農地プラン」などがそれにあたります。</p> <p>しかし、やはり地域によって問題点は変わるので、関係者が集まって、計画的に、農地に関わる核を考えていただきたい、と考えています。その後押しは国でも実施しているつもりです。</p>
委員H	<p>米の関係だが、南丹市は稲作が中心、米単価が安くなって、税も安くなってきました。</p> <p>コロナの関係もあり、令和3年度もこれ以上に下がるだろう、と判断しています。そうなると、百姓の、稲作の部分がどんどん衰退</p>

	<p>し、辞めざるを得なくなり、放棄地も増えてしまう。</p> <p>私としては、食管法を元に戻してほしいと考えています。米を守るためにはそれしかないと確信しています。どんないい方法が出ようと、今の時代にはあっていないと考えています。</p> <p>今の時代に合った食管法を作るのがベストだと思います。食管法を現代に合った形に改正する方が農家のためになるに決まっています。</p>
農政局	<p>農水省としては作ったものが消費されるのが一番です。経済発展で非常にいろんなものが入ってくる状況なので米だけ、よりも他の需要満たす作物を作してほしいと言いつけています。そのため、法律を昔に戻すというのは、需要の面からみても難しいと思われまます。</p>
委員 I	<p>十年先まで考えているというが、一番の問題は若者が結婚しないで子供が増えないことではないでしょうか。</p> <p>国が一番手を入れなければいけないのはここだと思います。そうしたなら簡単に人口は増えるに決まっています。</p> <p>農業の関連からいうなら、これが結論であると確信しています。働く場所がない、経営が立ち行かない、だから結婚できないのです。国の対策はまずここを押さえるべきではないでしょうか。</p>
農政局	<p>農水省の管轄と異なるので、ご意見だけお聞きさせていただきます。</p>
農政局	<p>スマート農業等のPRが進んでいるためか、若年層から農業がきつい・汚いといったイメージが減っているという見解を農水省は示しています。テレビ番組等でもアイターンから農業を始める方が多いと報道していますし、農村への関心は増えていると判断しています。</p> <p>ただ、戻ってから「村社会」に嫌気がさしてやめる、という人も多いと認識しています。</p>
委員 K	<p>私は村社会の方でも受け入れる体制はできていると判断しています。問題の原因はそこではないと思います。田舎からの人口流出は私の見解だとその汚い、きついといったイメージからではないのです。</p> <p>有害鳥獣の対策など、大量の初期費用が必要となるからだと考えています。個人で支出すると生活費も足りなくなる、対策しなければ全部食べられて収穫すらできない。この関係の支援を求める声は多いのです。新規就農者が根付かないのはこの補助が少ないからに違いないと思います。もっと増やしてほしい。</p>
委員 L	<p>150万円程度の予算だと電気柵などの対策ですぐに尽きる。獣害対策は一回の対策ではなく毎日の対応がもとめられる長丁場と言える。</p>
委員 M	<p>同意する。若者が考えるような「一度にすべて解決するような対策」はできない。</p>

農政局	では南丹市では後継者等はあまりいないのですか。
委員K	新規就農者で見ると府下で一番多いはずですが。 その中から上がってくる意見で一番多いのが獣害対策の費用問題となります。
委員M	野生鳥獣の生息数が増えて圧力が上がると一気に農作物の被害が増える。一度侵入するとそこが入りやすいとわかるのか、集中的に被害が増える。 一集落が対策しても、隣接する周辺集落に被害が拡散する。 市や府も捕獲も含めて対策しているが減るところまでいかない。どんどん増えている。栄養状態満点でふさふさのシカ、サルは大変憎らしい。 多大な労力をかけて育てた作物を出荷直前に食べられモチベーションが下がる。多大なコスト、労力、時間をかけることになっている。
農政局	農水省としては、京都は位置的にもよく、京野菜などのブランドもあるため海外向けにも売れると思うのでぜひ栽培してほしいと思います。
事務局	ありがとうございました。 これで本日予定をしておりました内容については、すべて終了させていただきます。

5. 閉会

- ・平野副会長あいさつ